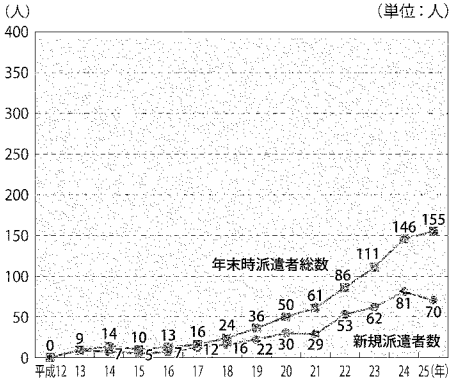
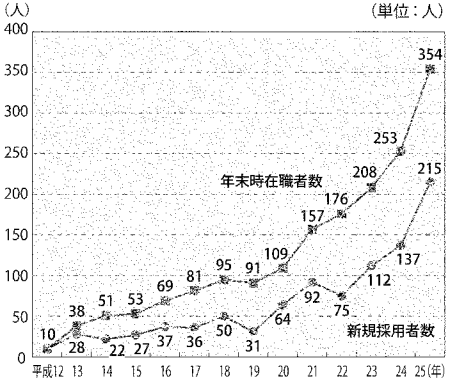
図１―10　官民人事交流の実施状況

①交流派遣（国から民間へ）



②交流採用（民間から国へ）



（注）１　「年末時派遣者総数」及び「年末時在職者数」は、各年12月31日現在。
２　交流採用については、平成15～18年における旧日本郵政公社に係る採用者数分を除く（交流派遣については、旧日本郵政公社の実績はない。）。

表１―８　府省別官民人事交流の実施状況

（1）交流派遣

（単位：人）

府省名＼年（平成）	交流派遣者数 12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	派遣者計
人事院		1													1
内閣府						1			1	1	1		2	1	7
金融庁											4	2	2	5	13
総務省							1	1		1		11	17	18	49
法務省							1	1		1					3
外務省							1						1		2
財務省								2		2	7	3		1	15
文部科学省		1	2	1								2	2	1	9
厚生労働省											1	6	5	7	19
農林水産省							5	2	1	4	2	6	9	5	34
林野庁								1		1		2		1	5
経済産業省		2	1	2	1	1	1	3	15	9	22	7	20	9	93
資源エネルギー庁								1							1
特許庁												2		2	4
中小企業庁		1													1
国土交通省		4	4	2	6	10	7	11	13	9	15	18	21	18	138
観光庁										1		1		1	3
環境省											1	2	2	1	6
計	0	9	7	5	7	12	16	22	30	29	53	62	81	70	403

（2）交流採用

（単位：人）

府省名＼年（平成）	交流採用者数 12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	採用者計
内閣府								1			1	2	3	2	9
公正取引委員会				1											1
金融庁		1		1		1		1	6	7	5	7	4	6	39
消費者庁										1			2	3	6
総務省	1		1				2	4	3	9	4	8	8	12	52
法務省												1			1
外務省	2	4	10	7	11	6	11	1	3	11	2	6	9	4	87
財務省		2	1	2	2	4		2		9	13	17	14	18	84
文部科学省		1		1			1				2		1		6
厚生労働省							2		1	1	4	4	9	40	61
農林水産省		2		2		1	12	3	3	8	1	7	8	8	55
林野庁								1		1		1		1	4
水産庁											1			2	3
経済産業省	3	9	3	4	12	4	7	5	16	18	14	21	21	42	179
資源エネルギー庁		1			1	3		1	3	3	2	3	2	6	25
特許庁													1	1	2
中小企業庁							1					1	1	2	5
国土交通省	4	8	7	9	11	17	14	11	25	20	18	29	35	57	265
観光庁									4	3	7	2	5	6	27
海上保安庁												1			1
環境省								1		1	1	2	14	5	24
計	10	28	22	27	37	36	50	31	64	92	75	112	137	215	936
（参考）日本郵政公社を含む	10	28	22	29	41	49	72	31	64	92	75	112	137	215	977

（注）「派遣者計」、「採用者計」は、制度の施行（平成12年3月21日）以降平成25年12月31日までに交流派遣又は交流採用された者の累積数である。

第５節　分限処分の状況

分限処分とは、職員の責任の有無にかかわらず、公務能率を維持するため、法令に定められた事由に該当する場合に降任、免職、休職、降給を行うことである。人事院では、分限制度の適正な運用が図られるよう、本院のほか各地方事務局（所）において説明会を実施し、各府省人事担当者に対して分限制度の周知徹底を図っている。

１　降任・免職

任命権者が職員の意に反して降任又は免職の処分を行った場合には、規則11―４（職員の身分保障）により、その処分の際に職員に交付した処分説明書の写しを人事院に提出することとされている。平成25年度中において、免職処分された者は13人、降任処分された者は１人である。処分の状況をみると、免職処分のうち最も多い事由は、「官職に必要な適格性を欠く場合」に該当するとされたもの（６人）であり、降任処分の事由は「勤務実績がよくない場合」に該当するとされたもの（１人）である。

２　休職

平成25年７月１日現在で、休職中の職員は1,927人であり、事由別にみると、いわゆる病気休職が1,498人で全体の77.7％を占めている。

３　降給

任命権者が職員の意に反して降給（降格・降号）の処分を行った場合には、規則11―10（職員の降給）により、その処分の際に職員に交付した処分説明書の写しを人事院に提出することとされている。平成25年度中において、降給処分された者は１人（降任に伴う降格）である。